

7 災害医療対策

(1) 中間年における数値目標の達成状況

目標項目	策定時	現状値	中間目標 ^{※1}	評価	最終目標
病院の耐震化率	71.1% 【H29】	79.6%	85.5%	B	100%
病院および有床診療所のE M I S参加割合	53.5% 【H29】	<u>63.4%</u>	76.8%	B	100%
B C Pの考え方に基づいた災害医療マニュアルの策定と訓練に参加する病院の割合	7.2% 【H29】	<u>62.4%</u>	53.6%	A	100%

評価 A：達成 B：未達成（策定時より改善） C：未達成（策定時と変わらず） D：未達成（策定時より悪化）

※1 中間目標数値については、最終目標値から策定時数値を差し引き、年度で按分した上で、中間年に達するべき数値を設定しています。

- 全ての目標項目について、計画策定時より着実に進捗しています。最終目標の達成に向けて、より一層取組を進めていきます。

(2) 第7次三重県医療計画策定以後の現状の変化

- 平成 28(2016)年熊本地震時の対応において、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘されたことをふまえ、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を各都道府県に設置するよう求められました。
- 避難所で被災者が長期間滞在する災害の増加や、新型コロナウイルス感染症をふまえ、災害時の避難所における健康管理や公衆衛生対策の重要性が再認識されました。
- 災害時の保健医療活動に関して県に助言を行う災害医療コーディネーターおよび災害時小児周産期リエゾンについて、国は運用や活動内容等の基本的な事項を定めた「活動要領」を平成 31(2019)年 2 月に策定しました。

(3) 医療連携体制の変化

- 令和元(2019)年度に桑名市総合医療センターおよび市立伊勢総合病院を災

害拠点病院に追加指定しました。これにより、桑名圏域および南勢志摩圏域の災害医療提供体制が一層強化されました。

(4) これまでの取組状況

取組方向1：災害時における保健医療体制の充実と強化

- 医療審議会災害医療対策部会、DMAT・SCU連絡協議会、災害拠点病院長会議等を開催し、災害保健医療対策について検討を行いました。
- 三重DMATの活動についてDMAT隊員等が協議を行うDMAT・SCU連絡協議会について、協議の活性化を図るため、部会を設置するなど体制整備を行いました。
- 局所災害時の対応など、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請の具体的な手順を定めた「三重DMAT派遣要請の考え方」を令和元(2019)年度に策定しました。
- 災害時におけるロジスティクス体制強化のため、三重DMATロジスティック研修を実施しました。
- 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）候補地に指定した三重県立看護大学（津市）においてSCU設営訓練を実施するとともに、必要となる資機材の整備を進めています。
- 災害時の保健医療活動の総合調整を行う県保健医療調整本部の体制整備を令和元(2019)年6月に行うとともに、体制の検証や保健所との連携確認を行う医療保健部（県庁）と各保健所合同による図上訓練を令和2(2020)年1月に実施しました。
- 医療救護所の運営や被災地における医療救護班の役割等について理解を深めるため、医師会や歯科医師会、薬剤師会等の協力のもと、各地域で医療救護班研修を実施しました。
- 災害時の看護活動における正しい知識の習得や技術の向上、災害支援ナースの養成を図るため、看護協会の協力のもと、災害看護研修を実施しました。
- 災害時において精神科病院の支援や避難所等での被災者の心のケアを行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の知識や技術向上のために三重DPAT研修を実施しました。また三重DPAT運営委員会を開催し、災害精神医療体制を強化するための人材育成や災害拠点精神科病院の設置に向けた検討を進めました。

- 災害時の保健医療活動に関して県に助言を行う災害医療コーディネーター（46名）について、その活動内容や役割への理解を深めるため、県内各地域（保健所単位）で実践的な研修を実施しました。また、国主催の災害医療コーディネーター研修にコーディネーターを派遣しました。
- 災害時の小児・周産期医療に係る保健医療活動に関して県に助言を行う災害時小児周産期リエゾンを令和2(2020)年4月1日に15名委嘱しました。また、国主催の災害時小児周産期リエゾン研修に産科・小児科の医師を派遣しました。
- 災害時の医薬品の確保・供給等の薬事に係る体制を強化するため、薬事に関して県に助言を行う災害薬事コーディネーターを養成し、平成31(2019)年4月1日に52名、令和2(2020)年4月1日に17名委嘱しました。
- 災害時に効果的な公衆衛生看護活動を展開するため、市町および県保健師等を対象に、災害時における保健活動をテーマに具体的な支援や受援活動の研修を実施しました。
- 平成30(2018)年7月豪雨、令和元(2019)年東日本台風では被災地支援として保健師チームを現地に派遣しました。令和元(2019)年度からは県と市町が合同でチームを構成することとしています。
- 被災県の保健所等が行う災害時の保健医療に係る指揮調整機能等の支援を目的に派遣する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を養成するため、専門研修を受講するとともに、DHEATの理解促進、受援等の円滑化のための三重県DHEAT研修を平成30(2018)年度から毎年1回実施しました。また、令和2(2020)年7月の熊本県を中心とした豪雨災害の際には、2回目となる三重県DHEAT(5名)を派遣しました。
- 令和元(2019)年度に桑名市総合医療センターおよび市立伊勢総合病院を災害拠点病院に追加指定し、県内の災害拠点病院は17病院となりました。
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、災害拠点病院の施設や資機材の整備を進め、災害拠点病院の機能強化を図っています。
- 災害時に病院が入院患者等に必要な医療を提供できるよう、病院のBCP(業務継続計画)の考え方に基づく災害対応マニュアルの整備を支援するため、「整備指針」を策定しました。また併せて、地域別の研修会を順次開催し、地域における病院間の役割分担も研修の中で協議しながら、病院BCPの整備を進めています。
- 広域災害救急医療情報システム(EMIS)への参加を促し、有床診療所、透析施設を含め127医療機関が加入しています。
- 災害時における医薬品供給を担うモバイルファーマシーの役割を広く周知するため、イベント等において啓発活動を実施しました。

取組方向 2：大規模災害時を見据えた連携の強化

- 大規模災害時に地域の関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、市町、保健所等）が連携して迅速かつ適切な保健医療を提供できるよう、災害医療圏（9保健所単位）ごとに設置した地域災害医療対策協議会等において、保健所を中心に地域の実情に即した災害保健医療体制の協議を行いました。また、協議会では、情報伝達訓練やトリアージ研修、クロノロ研修などの訓練・研修も実施し、関係機関の連携強化、災害対応力の向上を図りました。
- 平成 30(2018)年 11 月に四日市市で実施した国土交通省主催の大規模津波防災訓練や令和元(2019)年 10 月に松阪市および津市で実施した近畿府県合同防災訓練等では、三重DMA T、日本赤十字社三重県支部、医師会、消防本部等が参加し、トリアージや医療機関への搬送訓練を連携して実施しました。
- 災害時に迅速・適切に医療救護活動が実施できるよう、三重県医師会、三重県歯科医師会、三重県薬剤師会および三重県看護協会は「四師会による災害時の医療救護活動に関する協定」を令和 2 (2020)年 3 月に締結しました。
- 災害時における栄養・食生活支援活動が迅速に進められるよう、三重県と三重県栄養士会は「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」を令和 2 (2020)年 3 月に締結しました。

(5) 課題

取組方向 1：災害時における保健医療体制の充実と強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響に留意しながら、引き続き、災害保健医療を担う人材の育成および体制整備に医療機関、行政等が取り組んでいく必要があります。

取組方向 2：大規模災害時を見据えた連携の強化

- 地域災害医療対策協議会等において、広域避難者の受入れ体制の整備など圏域ごとに実情に即した災害保健医療体制の充実を図る必要があります。
- 大規模災害を想定した訓練を医療機関や保健医療チーム、医療関係団体、警察、消防、市町、県等が連携して実施することにより、災害対応力のさらなる向上を図る必要があります。

(6) 施策展開の見直し

「めざす姿」「取組方向」「数値目標」については、平成 30(2018)年の策定当時における方向性に大きな変化はないと見られることから、引き続き維持していきます。

一方、「取組内容」については、策定以降の現状の変化や課題等をふまえて、次の取組を特に重視しながら進めていくこととします。

取組内容

※下線部は、現計画の策定以降の新規取組

取組方向 1：災害時における保健医療体制の充実と強化

- 避難所における体調悪化や災害関連死を防ぐため、避難者の健康管理や、感染症のまん延防止など公衆衛生対策を担う人材の育成を進めます。(医療機関、医療関係団体、市町、県)
- 国が策定した「活動要領」や感染症への対応等をふまえ、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンおよび災害薬事コーディネーターの体制の充実を図ります。(医療機関、医療関係団体、市町、県)
- 広域搬送体制の充実を図るため、北勢地域における広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）候補地の選定を進めるとともに、その他の地域における SCU の必要性等を検討します。(医療機関、県)
- 災害時における精神科医療提供体制の充実を図るため、災害拠点精神科病院を指定します。(医療機関、県)
- 県民の皆様に「自分の命は自分で守る」自助の意識を高めてもらうため、啓発や研修を進めます。(医療機関、医療関係団体、関係機関、市町、県)

取組方向 2：大規模災害時を見据えた連携の強化

- 県保健医療調整本部の体制整備や災害拠点病院の追加指定、各種コーディネーター体制の整備など、災害保健医療に係る仕組み・体制整備は一定進んできました。今後は合同訓練の実施などを通じて「顔の見える関係」を構築するとともに、効果的な運用について検証していきます。(医療機関、医療関係団体、関係機関、市町、県)